

北海道内の人工林資源を活用する企業等が、樹木の伐採後に植林が行 われずに放置されている「造林未済地」を解消し、豊かな森林を将 来に引き継ぐため、協力金を拠出して、植林や地拵え(植林のための土 地の整備)などを支援しています。SDGsやゼロカーボン北海道の達成に 必要な森林の再生に向けて、共に取り組みませんか?

北海道の森林を

将来に引き継ぐために・・・

道内には造林未済地が8,000ha以上もあり、 近年増加傾向です。基金では、造林未済地へ の植林・地拵えや、成長の早い苗木の生産の ための支援を行っています。

- 🚩 造林未済地解消事業
- ┍ 造林意欲増進事業
- クリーンラーチ採種園管理事業





基金の仕組み

<mark>弋表者・事務局</mark> 海道森林組合連合会

基金の管理運営と

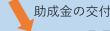
事務処理を実施

道山林種苗協同組合、

事業計画の

協力金の拠出





協力金拠出者



北海道の人工林資源を 活用する企業等



道内の造林未済地の解消 などに向けて取り組む主体

(お申し込み・お問合せ先) 人工林資源保続支援基金事務局(北海道森林組合連合会内)

TEL: 011-621-4293 FAX: 011-644-3707

受付時間:平日 9:00~17:00

E-mail: shinrin-seibi@doshinren.or.ip

最新情報は北海道森林組合連合会による

HPをご覧ください。





協力金は、一般の寄附金に該当し、法人税法第37条第1項の規定に基づく税制上の優遇措置により、一定の限度額まで損金に算入することが可能 です。詳しくは、国税庁ホームページ等をご確認下さい。